

介護保険サービスの「食費」・「部屋代」の負担軽減の見直しについて

▼問い合わせ先 高齢福祉課 介護福祉係

介護保険施設に入所、又はショートステイを利用すると、サービス利用料以外に「食費」と「部屋代」がかかります。

所得が低い方は、申請により「食費」と「部屋代」について上限額（負担限度額）が定められ、負担が軽減されていますが、平成28年8月から次のとおり負担軽減の見直しを行います。

○負担軽減の見直しの内容

従来の課税年金（老齢年金等）収入に加えて、8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定します。

※詳しい内容については、お問い合わせください。

※収入の申告について、虚偽の申告があった場合は、加算金を課して返還を求める場合があります。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	部屋代の負担限度額（日額）				食費の負担限度額（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室		
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	820円	490円	490円（320円）	0円	300円	
第2段階	7月まで 平成28年	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	820円	490円	490円（420円）	370円	390円
	8月以降 平成28年						
第3段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし					

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）の金額となります。



【募集します】

ホームステイ留学生受け入れボランティア家庭

留学生が、小諸を訪れ、歴史的建物の見学や伝承文化の体験により交流を深める「みんなで楽しむ城下町『ディスカバー・こもろ』」を開催します。

期間中、留学生のホームステイを受け入れてくださるボランティア家庭を募集します。

- ◆期間 8月26日(金)～8月28日(日)
- ◆内容 家族との交流、夕食、朝食、宿泊、イベント開催会場までの送迎等
- ◆募集期限 8月8日(月)
- ◆募集家庭数 10家庭



■ワークショップを開催します

どのように留学生を受け入れたら良いか、体験者によるQ&A形式で講演会を実施します。

お気軽にご参加ください。

- ◆日時 7月2日(土) 午後2時～
- ◆場所 人権センター
- ◆参加費 無料

▼申し込み・問い合わせ先 人権政策課